

## 内閣府消費者委員会委員との意見交換会 資料

平成30年3月15日

富山県消費者協会

### 1 団体の概要

昭和30年から40年代にかけての高度経済成長の中で、急激な生産、消費構造の変化等に対応して、「かしこい消費者」を育成するための消費者教育・啓発が急務であるとして、行政、学識経験者及び関係団体の連携によって、昭和40年に発足した。設立以来今日まで、もっぱら全県的に「かしこい消費者」「自立した消費者」層を拡大するため、消費者教育を主眼に活動している。

- ・ 目的 消費者に対して、消費に関する正確な知識を普及するとともに、生産者、販売者、消費者三者の意思疎通を図ることにより、県民生活の安定と向上に資する。
- ・ 法的根拠 任意団体
- ・ 役員構成 会長1名 副会長1名 常任理事10名 理事7名 監事2名 顧問2名
- ・ 参与団体 企業等28団体
- ・ 事務局 常勤職員2名、非常勤職員3名
- ・ 予算額 21,445千円(平成29年度)

### 2 活動の概況

#### (1) 消費者教育啓発活動

##### 消費生活研究グループの育成と活動支援

- ・ 消費生活等に関する学習グループ「消費生活研究グループ」の育成及び「富山県消費生活研究グループ連絡協議会」の活動を支援している。
- ・ 現在19グループ(グループ会員数約200名)が活動し、活動発表展の開催、グループ研修会の開催、食品安全や環境問題に関する研究などを行っている。
- ・ 全国初の全県的なレジ袋の無料配布取り止め(平成20年4月)の際などには、第一線に立って啓発活動に尽力するなど、協会活動の実働部隊ともいえる存在である。

##### 富山県消費者大会、みんなの消費生活展の開催

- ・ 県との共催による消費者大会、市町村との連携による消費生活展の開催

##### 「くらしの相談会」の開催等(県からの委託事業)

- ・ 知事から委嘱された「くらしのアドバイザー」を県内各地に配置し、消費者啓発講座「くらしの相談会」を開催している。
- ・ ほかに、食品表示の適正化を図るため、知事から委嘱された「食品表示ウォッチャー」を配置している。

様々な団体等との連携による消費者教育の推進  
「多様な主体による連携強化・発展型の消費者教育強化事業」  
(消費者庁の交付金を活用して、平成23年度から実施している。  
：県の委託事業)

○朝日町住民への消費者教育及び見守り活動

- ・町の住民・子ども課、健康課、町の社会福祉協議会、町の民生委員児童委員協議会、町のいきいき連合会、金融機関、タクシー会社、コンビニなどによる実行委員会を編成し、年金支給日の声かけ運動、消費者セミナーの開催、高齢者の見守り活動などを実施
- ・消費者安全確保地域協議会そのものではないが、実質的に地域連携による消費者被害の見守り活動であり、他自治体のモデル事業となることが期待できる。

○高校生らによる消費者被害防止のための啓発事業

- ・NPO 法人、ケーブルテレビ、県内高等学校による実行委員会が、注意喚起を呼びかける「詩(昨年度制作)」に「曲(歌)」をつける活動、講習会、意見交換会の開催

○消費者教育の推進による地域見守り活動

- ・生協、町内会、長寿会などによる実行委員会が、地域での学習会、小学校での学習会、日常業務における見守り活動を実施

○見守りジュニア育成事業

- ・大学生協、地域包括支援センター、介護福祉関連会社による実行委員会が、小学生・祖父母・保護者等を対象に、「見守りジュニア育成講座」を開催
- ・育成講座は、2つの内容で構成。1つは、介護福祉関連会社による寸劇や地域包括支援センターによるクイズを取り入れながら、「認知症」について楽しく学ぶもの。
- ・もう1つは、大学生を対象に講師養成学習会を開催し、その大学生が講師となり、「お金の大切さ」について、ちびまる子ちゃんのDVDを見ながら楽しく学ぶもの。

(2) 調査活動

- ・アンケート調査の実施  
消費生活等に関する実態調査を実施し、その集計分析と啓発活動を行っている。(29年度のテーマは「食品ロスを減らしましょう!」)
- ・価格動向調査(生活関連物資、ガソリン等・LPガス)

(3) 関係機関・団体等との意見交換

- ・消費者、生産者、事業者、行政等との意見交換及び提言を行っている。

(4) 消費生活相談

- ・県消費生活センターが閉所する土・日曜日に、県センターの窓口相談員の有資格者2名配置して、相談の受付や情報提供を行っている。
- ・市町村経費負担の相談員1名を県センターに派遣している。

### 3 要望事項等

「消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」という。）」には、「消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携...を確保しつつ、効果的に行わなければならない。」と規定されている。

本県においても、くらしのアドバイザー、消費生活推進リーダー、相談員、弁護士等を講師とする、大学、高等学校、中学校、地域等への出前講座等の制度があり、今後、県等と一層連携して、啓発の効果が上がるよう努めていきたいと考えている。

については、次の2点について要望したい。

#### (1) 地方消費者行政への継続的な支援

消費者教育は、地域に密着したきめ細かな啓発により消費生活に関する知識を有する人たちのすそ野を広げていくことが大切である。そのために国からの適宜適切な情報提供や財政支援を引き続きお願いしたい。

情報提供については、消費者庁の消費者教育ポータルサイトなどにより、教材や実践事例の提供があり、感謝している。ただ、成人年齢の引き下げを目前にして、幼少期からの消費者教育の重要性が求められている中で、小学生等向けの教材がまだ不十分であることから、その点の補強とともに、障害者向けの教材についても補強をお願いしたい。

地方消費者行政推進交付金による財政的支援については、国が地方への支援を続けていただけることが、市町村、消費者団体等への支援の継続につながるという面があるので、引き続き継続し、縮小することのないようお願いしたい。

#### (2) 「持続可能な社会の形成」のための事業者の責務等の明記

消費者教育の「場」のうち、「職域」については、残念ながら門戸が開かれているとは言い難い。推進法では、「事業者は、...従業員が消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」としか規定されていない。

推進法や「消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）」では、消費者が「公正かつ持続可能な社会の形成」に積極的に参画することが期待されており、国や事業者等は、そうした消費者を育むことを目指して支援する、という規定になっている。

しかし、「持続可能な社会の形成」のためには、消費者も事業者も行政も、それぞれの立場での責務があるはずである。

先般、当協会が食品ロスの削減をテーマに事業者と意見交換を行った際に、事業者が、消費者が満足するよう商品の提供等に配慮する一方で、社会的な課題である食品ロス・食品廃棄物の削減にも真摯に取り組んでいることを知ったところである。

消費者と事業者は「持続可能な社会の形成」のために、相対する関係ではなく、同じ方向へと協働する関係であるべきで、行政、特に国は、その橋渡しの役割を担っていただける立場であると考えている。

国においては、消費者志向経営の取り組み促進に関する検討もなされているが、推進法の基本理念や基本的な方針の中に、「持続可能な社会の形成」のための事業者の責務等についての明記をお願いしたい。